

令和6年度
宮ノ陣クリーンセンターダイオキシン類及び
水銀検査業務委託

仕 様 書

久留米市環境部

令和6年度宮ノ陣クリーンセンターダイオキシン類及び水銀検査業務委託

1 業務の目的

(1) ダイオキシン類検査

ダイオキシン類対策特別措置法第28条第1項及び第2項に基づき、宮ノ陣クリーンセンターからの排ガス、焼却灰及びばいじん（固化灰）中のダイオキシン類濃度等を測定し、排出基準等を遵守することを目的とする。

(2) 水銀検査

大気汚染防止法第18条の35に基づき、宮ノ陣クリーンセンターからの排ガス中の水銀濃度を測定し排出基準を遵守することを目的とする。

2 測定対象及び項目、頻度

(1) ダイオキシン類検査

- | | |
|-----------------------------|---------------|
| ①排ガス中のダイオキシン類濃度 | 4検体（各炉年2回×2炉） |
| ②焼却灰中のダイオキシン類濃度測定、含水率 | 2検体（年2回） |
| ③ばいじん（固化灰）中のダイオキシン類濃度測定、含水率 | 2検体（年2回） |

(2) 水銀検査

- | | |
|--------------|---------------|
| ①排ガスの流量測定 | 4検体（各炉年2回×2炉） |
| ②排ガス中の水銀濃度測定 | 4検体（各炉年2回×2炉） |
- ※粒子状の水銀濃度については、測定の省略条件を満たしているため、令和7年度に実施予定。

なお詳細な日程は、別途協議のうえ定めるものとする。

3 測定位置及び測定点

- | | |
|-----------|----------------|
| 排ガス | : 煙道採取口 |
| 焼却灰 | : 後燃焼装置落ち口（乾灰） |
| ばいじん（固化灰） | : 固化灰成型機 |

4 試料の採取、測定方法

- ダイオキシン類に係る試料の採取及び分析方法については、ダイオキシン類対策特別措置法又は大気汚染防止法に掲げるものとする。
- 焼却灰中のダイオキシン類濃度測定及び溶出試験試料は、各稼動炉1時間毎に計4回採取し、各々均一に混合する。
ばいじん（固化灰）については、灰処理施設より1時間毎に計4回採取し、各々均一に混合する。
- 排ガス中のダイオキシン類濃度測定等の試料採取は、1日1炉の測定頻度とする。
また、可能な限り同日中に、排ガス中の水銀濃度測定用の試料採取も行うこと。

5 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日

6 計量証明書及び報告書

- 計量証明書及び報告書（クロマトグラム、精度管理報告書、採取から測定の前フロー図）等は、その都度作成し提出する。
- 排ガス中のダイオキシン類測定結果については、特定計量証明書（MLAP）として提出すること。
- 測定結果と詳細データは区分すること。
- 試料採取現場写真等を記録し報告すること。

7. 業務管理

受注者は、業務の円滑な推進を図るため業務主任技術者を定め、業務全般にわたり技術的管理を行うこと。

8. 測定分析業務の安全確保について

受注者は、業務全てにおいて、安全確保のために考えられる保護具等を装備着用しなければならない。

9 暴力団排除に関する事項

受注者は、当該業務に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督職員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督職員と工程に関する協議を行うこと。

10 その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合、発注者、受注者の双方で協議のうえ決定する。